

付属資料

1 関連する条例・規程等

2 策定体制

3 審議会委員名簿

4 策定委員会、幹事会委員名簿

5 策定経過

6 諮問書

7 答申書

8 アンケート調査結果等

1

関連する条例・規程等

○津幡町総合計画策定条例

平成26年3月13日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、本町のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる、本町のまちづくりの指針であって、本町におけるまちづくりの最上位計画であるものをいう。
- (2) 基本構想 本町及び町民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の指針であって、分野ごとの施策の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に従って、施策を実現するための事業及び財政計画を示すものをいう。

(審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、津幡町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、基本構想を策定するときは、前条に規定する津幡町総合計画審議会の答申の後に議会の議決を経るものとする。

(準用)

第5条 前2条の規定は、基本構想を廃止し、又は変更したときに準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、廃止し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 個別の行政分野における施策を実現するための計画を策定し、廃止し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○津幡町総合計画審議会条例

平成16年6月11日

条例第23号

改正 平成19年3月13日条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、津幡町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、津幡町総合計画の基本構想及び基本計画の策定に関する事項について必要な調査及び審議を行い、その意見を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公共的団体の代表者等
- (2) 学識経験者
- (3) 副町長
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

2 委前条第2項第1号又は第3号に規定する者で当該職又は地位により委員に委嘱され、又は任命された者が当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 審議会に専門的事項について調査させるため、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(津幡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 津幡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年津幡町条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成19年3月13日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○津幡町総合計画策定委員会設置規程

平成15年10月1日

訓令第16号

改正 平成16年3月31日訓令第9号

平成19年1月5日訓令第1号

平成24年3月28日訓令第7号

(設置)

第1条 津幡町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定について調査、研究、調整又は協議をするため、津幡町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議をする。

- (1) 総合計画策定についての方針に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画並びに実施計画の立案作業に関すること。
- (3) その他総合計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員8人をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、町民福祉部長、産業建設部長、環境水道部長、消防長、教育部長及び総務部企画財政課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補助機関)

第5条 委員会の補助機関として、所掌事項を専門的に調査、検討するため総合計画策定幹事会を置く。

- 2 総合計画策定幹事会について必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月5日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

○津幡町総合計画策定幹事会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、津幡町総合計画策定委員会設置規程第5条に規定する津幡町総合計画策定委員会の補助機関として、津幡町総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を設置するにあたり、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、各部課等の協力を得て、現状、課題の的確な把握に努め、総合計画を専門的に調査、検討する。

(組織)

第3条 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。

2 代表幹事は、総務部企画財政課長をもって充てる。

3 幹事は、部長が推薦する職員のうちから町長が指名する。

(代表幹事)

第4条 代表幹事は、会務を総理し、幹事会を代表する。

2 代表幹事が欠けたときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事はその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。

2 代表幹事は、必要に応じて幹事以外の職員の出席を求めることができる。

(企画委員会)

第6条 各部局長は、部局内の担当分野における施策案等を作成する場合は、部局内に企画委員会を設け、検討、整理し、幹事会に施策案を提出するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

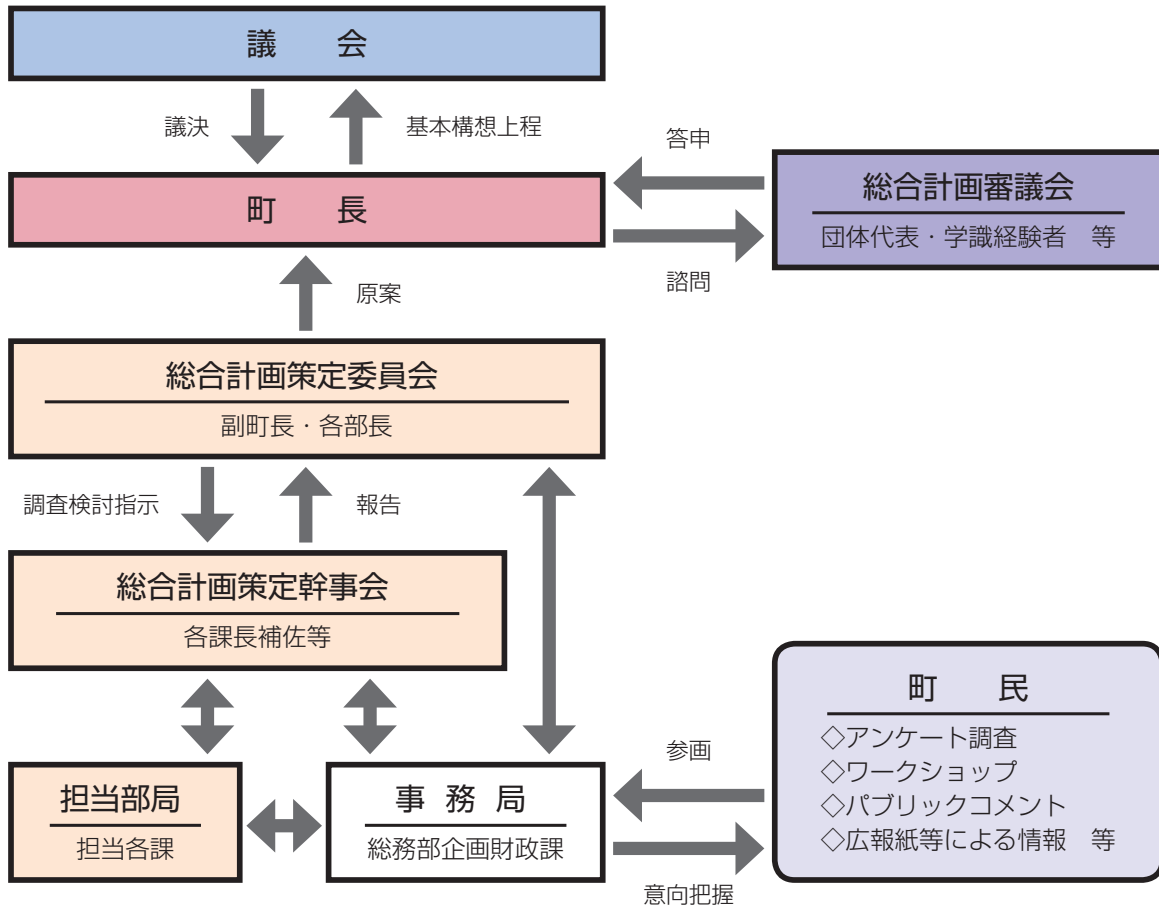
附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

2

策定体制

【第5次津幡町総合計画 策定体制】



組織名等	職務内容等
総合計画審議会	[津幡町総合計画審議会条例に基づき設置] 【役割】 町長の諮問に応じ、基本構想・基本計画に関する事項を審議し答申する。 【構成】 公共的団体の代表、学識経験者ほか
総合計画策定委員会	[津幡町総合計画策定委員会設置規程に基づき設置] 【役割】 行政内部の施策の意思決定や部門間の調整を行う。 【構成】 副町長、部長
総合計画策定幹事会	[津幡町総合計画策定幹事会設置要領に基づき設置] 【役割】 策定委員会の補助機関として、現状・課題を把握し、専門的に調査を行う。 【構成】 各部より推薦の課長補佐・係長
事務局	【役割】 施策過程全体の運営・管理、計画内容の調整及び計画の取りまとめ、計画書作成・広報を行う。 【構成】 企画財政課

3

審議会委員名簿

【第5次津幡町総合計画審議会委員名簿】

区分	所属	役職	氏名
1号委員 (公共的団体の代表)	津幡町区長会	会長	雨坪 裕孝 (~H27.2.1) 廣瀬 武志 (~H28.1.31) 中島 勉 (H28.2.1~)
	津幡町老人クラブ連合会	会長	飯田 世三
	石川かほく農業協同組合	代表理事組合長	井上 信一
	津幡町商工会	会長	山崎 正
	津幡町男女共同参画審議会	会長	押切 柳子
	津幡地区女性会	会長	瀧端 良子
	津幡町民生児童委員協議会	書記	小蕎 洋子
	津幡町青年団協議会	会長	松村 信吾 (H26年度) 由雄 正宏 (H27年度)
	津幡町PTA連絡協議会	副会長	洞庭 昌央 (H26年度) 加藤 裕己 (H27年度)
	津幡町子ども会育成委員 連絡協議会	執行役員 (H26年度) サポーター (H27年度)	古本 麻有
2号委員 (学識経験者)	石川工業高等専門学校	校長	◎村本 健一郎
	まち&むら研究所	代表	○谷本 互
3号委員 (町副町長)	津幡町副町長		坂本 守
4号委員 (町長が必要と認める者)	公募委員		奥野 幸子
	公募委員		稲場 葉子

◎会長 ○副会長

4

策定委員会、幹事会委員名簿

【第5次津幡町総合計画策定委員会委員名簿】

職名	役職	氏名
委員長	副町長	坂本 守
委員	総務部長	長 和 義
	町民福祉部長	岡田 一 博
	産業建設部長	太田 和 夫
	環境水道部長	宮川 真 一 (H26年度) 河上 孝 光 (H27年度)
	教育部長	竹本 信 幸
	消防長	西田 伸 幸
	企画財政課長	大田 新太郎

【第5次津幡町総合計画策定幹事会委員名簿】

職名	関係部局等	役職	氏名
代表幹事	総務部	企画財政課長	大田 新太郎
幹事	総務部	総務課長補佐	山崎 明 人
	町民福祉部	町民課保険年金係長	山本 丈 博
		健康こども課長補佐	葉名 貴 江
	産業建設部	都市建設課長補佐	酒井 英 志
		農林振興課長補佐	田中 健 一
		交流経済課長補佐	田中 圭
	教育部	教育総務課長補佐	本多 克 則
	環境水道部	上下水道課長補佐 上下水道課統括課長補佐	山本 幸 雄 (H26年度) 宮崎 寿 (H27年度)
	消防本部	庶務課統括課長補佐	高戸 勇 一
事務局	総務部	企画財政課長補佐 企画財政課主査	中嶋 徹 郎 佃 田 直 史

5

策定経過

【第5次津幡町総合計画 策定経過】

年	月 日	概 要
平成26年	6.17	第1回総合計画策定幹事会 策定体制、アンケート調査内容について
	6.24	第2回総合計画策定幹事会 アンケート調査内容の検討
	7.4	第3回総合計画策定幹事会 アンケート調査内容の検討
	7.28	第1回総合計画策定委員会 策定体制等について
	8.5	第1回総合計画審議会 諮問、アンケート調査内容の確認
	8.15	新成人アンケート調査 町の好感度や住みやすさ、将来の定住意向など
	8月下旬～ 9月上旬	町民アンケート調査 町の好感度や住みやすさ、まちづくりの方向性、町民と行政の協働など
	9月	中学生アンケート調査 町の好感度や住みやすさ、将来の定住意向、まちづくりの方向性など
平成27年	1.7	第4回総合計画策定幹事会 アンケート結果、基本構想骨子案について
	1.21	第2回総合計画策定委員会 アンケート結果、基本構想骨子案の検討
	1.30	第2回総合計画審議会 基本構想骨子案の審議
	2.24	第5回総合計画策定幹事会 基本構想素案の検討
	3.2	第3回総合計画策定委員会 基本構想素案の検討
	3.16	第3回総合計画審議会 基本構想素案の審議
	5.21	町民ワークショップの開催 テーマ「津幡町の未来を考える」
	7.9	第6回総合計画策定幹事会 策定経過報告、基本計画案作成にかかる策定スケジュールについて
	10.13	第4回総合計画策定委員会 基本計画骨子案等の検討
	10.15	第4回総合計画審議会 基本計画骨子案の審議
	12.18	第5回総合計画策定委員会 基本計画案の検討
12.24	第5回総合計画審議会 基本計画案の審議	
平成28年	1.19～2.1	パブリックコメント 意見提出者4人、件数9件
	1.25	第6回総合計画策定委員会 基本構想案・基本計画案の検討
	2.12	第6回総合計画審議会 基本構想案・基本計画案の審議
	2.19	総合計画審議会より町長へ答申 基本構想案・基本計画案の答申
	3.14	津幡町議会 基本構想の議決

第1章・序
論

第2章・基本構想

第3章・基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

付属資料

6 諮問書

津企財発第278号

平成26年8月5日

津幡町総合計画審議会会長 様

津幡町長 矢田 富郎

第5次津幡町総合計画について（諮問）

本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第5次津幡町総合計画を策定するにあたり、その必要な事項について調査及び審議を行い、答申くださるよう津幡町総合計画審議会条例第2条の規定により諮問します。

7 答申書

平成28年2月19日

津幡町長 矢田 富郎 様

津幡町総合計画審議会
会長 村本 健一郎

第5次津幡町総合計画について（答申）

平成26年8月5日付け津企財発第278号で諮問のあったこのことについて、本審議会では慎重に審議した結果、別添案のとおり答申します。

なお、答申に当たり下記の意見を付すので、これに留意され、計画の実現に向けてまい進されるよう期待します。

記

- 1 本町の地域資源や魅力を十分に引き出すとともに、新たな魅力を創出し、未来の礎となるまちづくりを進められたい。
- 2 持続可能な地域社会の形成や賑わい・活力づくりに向け、近隣市町をはじめとした広域的で多様な連携と交流によるまちづくりを進められたい。
- 3 町民や本町に関わる多様な主体と行政の協働によるまちづくりを推進するため、行政情報を積極的に提供し、十分な理解と協力が得られるよう努められたい。
- 4 各種施策・事業の実施に当たっては、緊急性や町民の視点からの優先性、財政状況などを総合的に勘案し、合理的かつ効果的に取り組むとともに、更なる行財政改革に努められたい。

(1) アンケート調査結果

総合計画策定にあたり、中学生、新成人、町民を対象に実施したアンケートの結果について、抜粋して紹介します。なお、回収数は中学生1,221通(97.7%)、新成人238通(64.7%)、町民1,148通(38.3%)となっています。

① 津幡町の好感度や住みやすさについて

【中学生・新成人・町民】

● 好感度、住みやすさ

- ・好感度では、いずれも「好き」と「まあまあ好き」を合わせると約9割を占めるほか、住みやすさについても、いずれも「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせると約9割を占めています。
- ・町民に比べ、中学生や新成人の方が「好き」や「住みやすい」の割合が高くなっています。

② 将来の定住意向やまちづくりの方向性について

● 将来の定住意向

【中学生・新成人】

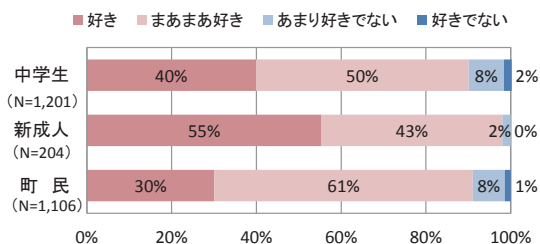
- ・将来の定住意向は、「津幡町に住み続けたい」と「一時的に離れても、戻って住みたい」を合わせて、中学生では約7割、新成人では約8割を占めています。

● まちづくりの方向性

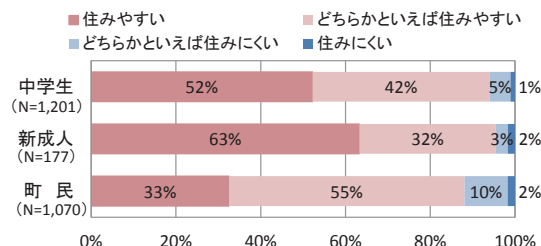
【中学生・町民】

- ・将来めざすべきまちづくりは、中学生・町民ともに「自然環境を大切にし、ごみや公害が少ない自然豊かなまち」や「犯罪が少なく、災害に強い安心で安全なまち」を選択した回答者が多いほか、町民では「高齢者や障害者にやさしく、みんなが健康に暮らせるまち」「農業や商工業などの産業を盛んにし、安定した職場があるまち」などを選択した回答者が多くなっています。

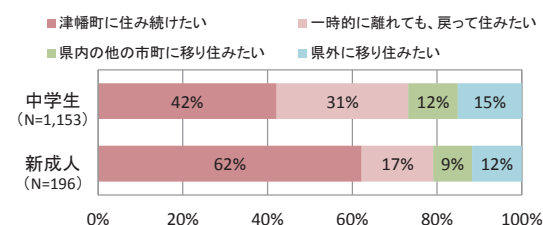
▼ 津幡町の好感度



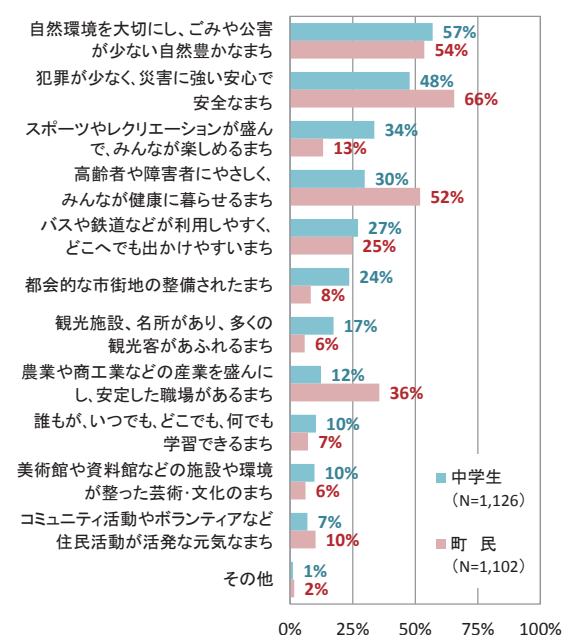
▼ 津幡町の住みやすさ



▼ 将来の定住意向



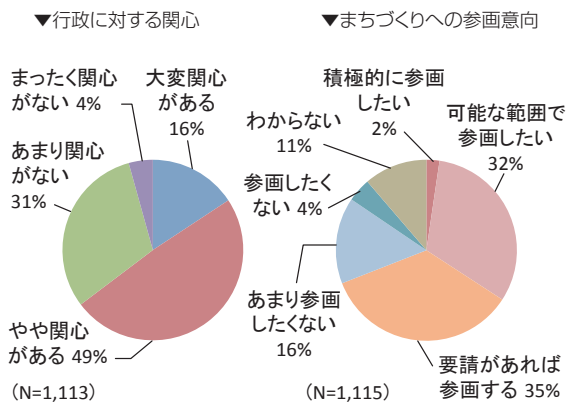
▼ まちづくりの方向性(複数回答)



③町民と行政の協働について [町民]

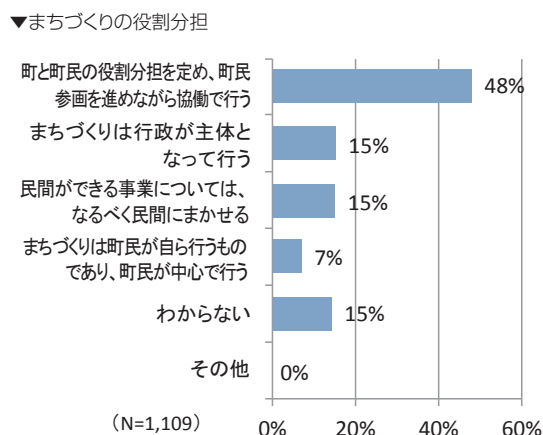
●行政への関心とまちづくりへの参画意向

- ・行政に対する関心は、「大変関心がある」と「やや関心がある」を合わせると約6割を占めています。
- ・今後のまちづくりへの参画意向としては、「要請があれば参画する」「可能な範囲で参画したい」がそれぞれ約3割、「あまり参画したくない」が約2割となっています。



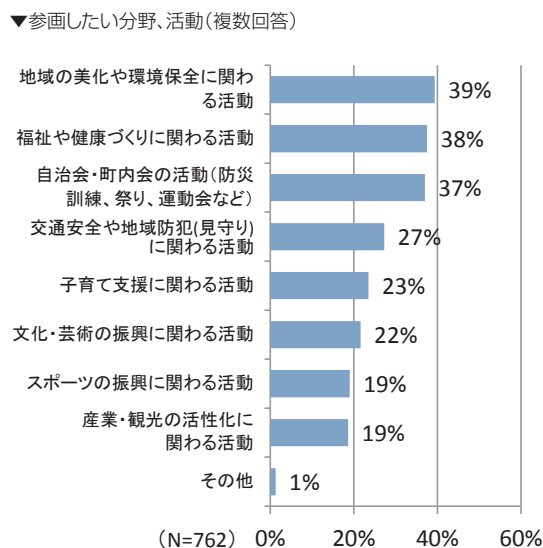
●まちづくりの役割分担

- ・まちづくりの役割分担については、「町と町民の役割分担を定め、町民参画を進めながら協働で行う」が約5割、「まちづくりは行政が主体となって行う」が約15%、「民間ができる事業については、なるべく民間にまかせる」がそれぞれ約2割を占めています。



●まちづくりで参画したい分野・活動

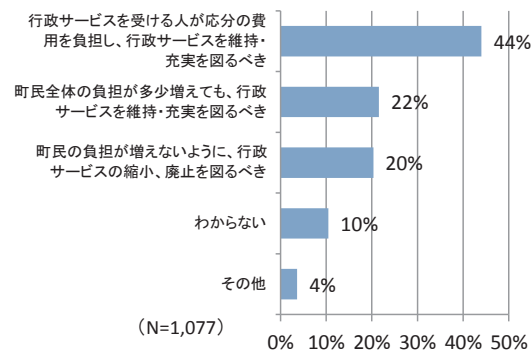
- ・まちづくりで参画したい分野・活動としては、「地域の美化や環境保全に関わる活動」「福祉や健康づくりに関わる活動」「自治会・町内会の活動」をそれぞれ回答者の約4割が選択しています。
- ・まちづくりに参画したくない理由としては、「まちづくりに参画している余裕がないから」を回答者の約5割が選択しています。



●行政サービスと町民の費用負担

- 町民の費用負担については、「行政サービスを受ける人が応分の費用を負担し、行政サービスを維持・充実を図るべき」が約4割、「町民全体の負担が多少増えても、行政サービスを維持・充実を図るべき」が約4割、「町民全体の負担が多少増えても、行政サービスを維持・充実を図るべき」「町民の負担が増えないように、行政サービスを維持・充実を図るべき」「町民の負担が増えないように、行政サービスの縮小、廃止を図るべき」がそれぞれ約2割となっています。

▼行政サービスと町民の費用負担

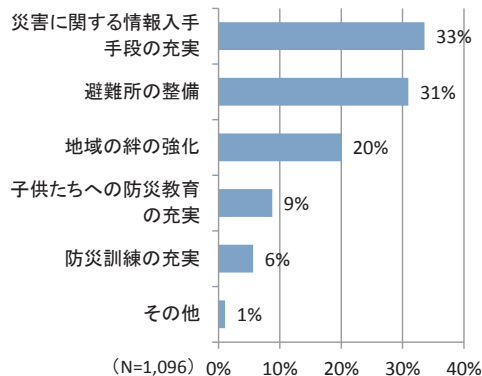


④将来に向けた重点施策 [町民]

●防災

- 防災に関する重点施策としては、「災害に関する情報入手手段の充実」「避難所の整備」がそれぞれ約3割、「地域の絆の強化」が2割を占めています。

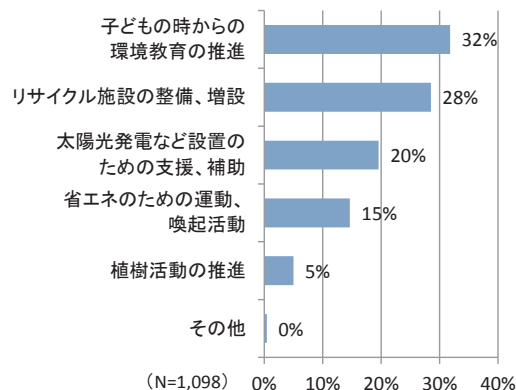
▼防災に関する重点施策



●環境にやさしい社会

- 環境にやさしい社会に関する重点施策としては、「子どもの時からの環境教育の推進」「リサイクル施設の整備、増設」がそれぞれ約3割、「太陽光発電など設置のための支援、補助」が約2割を占めています。

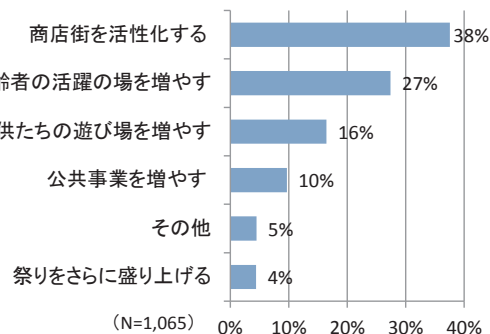
▼環境にやさしい社会に関する重点施策



●活気のあるまちづくり

- 活気のあるまちづくりに関する重点施策としては、「商店街を活性化する」が約4割、「高齢者の活躍の場を増やす」が約3割、「子供たちの遊び場を増やす」が約2割を占めています。

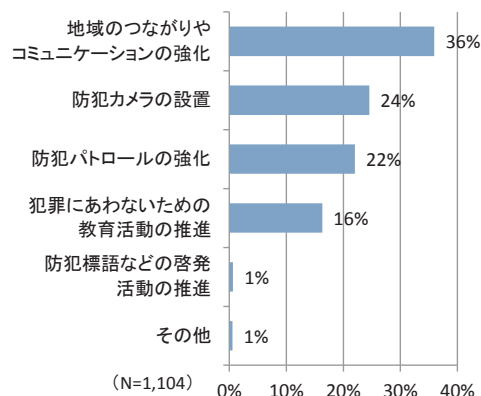
▼活気のあるまちづくりに関する重点施策



●防犯

・防犯に関する重点施策としては、「地域のつながりやコミュニケーションの強化」が約4割、「防犯カメラの設置」「防犯パトロールの強化」がそれぞれ約2割を占めています。

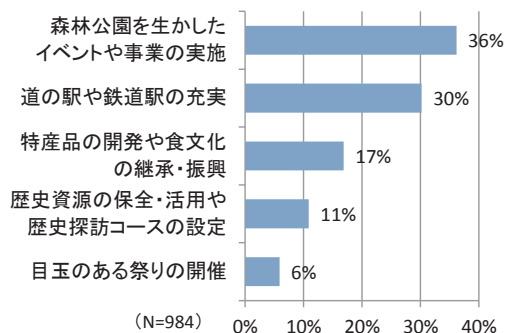
▼防犯に関する重点施策



●観光促進や交流人口の拡大

・観光促進や交流人口の拡大に関する重点施策としては、「森林公園を生かしたイベントや事業の実施」が約4割、「道の駅や鉄道駅の充実」が3割、「特産品の開発や食文化の継承・振興」が約2割を占めています。

▼観光促進や交流人口の拡大に関する重点施策



<観光促進や交流人口の拡大に向けたアイデア等(自由回答)>

- ・北陸新幹線金沢開業を活かした情報発信やPRの促進
 - ・音楽やスポーツのイベントの開催、大会の誘致
 - ・森林公園の有効活用(音楽、マラソン、林間学校、各種イベント)およびPR
 - ・道の駅の整備(国道8号沿い、河北潟周辺)、既存施設の拡充
 - ・アウトレットモールやショッピングモール等の商業施設の誘致
 - ・個性ある店舗の誘致
- など

(2) 津幡町の未来を考えるワークショップ

総合計画策定にあたり、津幡町の良いところや問題点のほか、良いところの伸ばし方、問題点の解決や改善方法について意見交換を実施した結果について、抜粋して紹介します。

●実施概要

- ・日 時：平成27年5月21日(木) 19:30～21:40
- ・場 所：津幡町役場 2階 大会議室
- ・参加者：公募町民21名



●主な意見

	良いところ (○)、良いところの伸ばし方 (●)	問題点・課題 (△)、解決・改善方法 (▲)
交通環境・住環境など	<p>【交通環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県の中央部に位置し、鉄道や道路網に恵まれ、交通の便が良く、町内外のどこへ行くにも便利 ●国道8号の4車線化、倶利伽羅トンネルの2車線化、森本IC～旭山工業団地へのアクセス道などの整備が必要 ●道の駅の整備、津幡駅東口の整備が必要 <p>【住環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪や火災が少なく、安全 ●住宅地の開発により学校などの活性化につなげる 	<p>【交通環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> △救急車が入れない狭い道路が存在 △バイパス等での事故が増加 ▲自転車も歩行者も安全な道路の整備が必要 <p>【中山間地の過疎化】</p> <ul style="list-style-type: none"> △中山間地の過疎化や空き家の増加、森林の荒廃 △市街地と中山間地の格差が大きい ▲外部の住民の受け入れや町内での交流が必要 <p>【住環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> △空き家の増加や災害（特に水害）のおそれがある △水が悪い（条件が不利） △身近な公園の数や遊具の数が少ない △運動公園へのアクセスが不便、駐車場も少ない
地域資源・観光・産業・雇用など	<p>【自然の魅力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河北潟や森林があり、自然環境が非常に良い ○本州有数の森林公園がある ○ほたるが多くてきれい <p>【歴史の魅力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○古くからの歴史があり、伝統を大切にしている ○観光資源が豊富にある（倶利伽羅、森林公園、河合谷、まちなか、中条地区（歴史）） ○町民も知らない偉人がたくさんいる ●歴史的な関わりのある人物のクローズアップが必要（地域ごとに掘りおこし） <p>【その他の地域資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗や施設がほどよく整備されている ○菓子工場見学、酒蔵見学などのイベントが多い ○山間地のお米のほか、お菓子が美味しい ●様々な資源をつなぐ案内やハード整備が必要 	<p>【観光・情報発信・案内など】</p> <ul style="list-style-type: none"> △交通の便が良いため通過点になるおそれがある △観光の案内板、サイン、目印等がほとんどない △大河ドラマの誘致が盛り上がっていない ▲倶利伽羅公園内に情報発信施設の設置が必要 ▲宿泊施設の整備が必要 <p>【商業・商店街】</p> <ul style="list-style-type: none"> △商店街の空き店舗が多く、駐車場が少ない △外食店が少なく、金沢市や野々市市に流出 ▲商店街のテナントの充実や活性化が必要（高齢者をターゲットとした空き店舗の活用等） <p>【農林業・特産品】</p> <ul style="list-style-type: none"> △特産品が少ない（主役がない） ▲あんずの作付けなど休耕地の活用により、第1次産業の強化が必要 <p>【雇用の受け皿】</p> <ul style="list-style-type: none"> △人口に対して若い人が働ける工場が少ない ▲産業（企業）の受け入れが必要

	良いところ (○)、良いところの伸ばし方 (●)	問題点・課題 (△)、解決・改善方法 (▲)
子育て環境・福祉など	<p>【子育て環境】 ○子育て支援が充実</p> <p>【福祉・医療環境】 ○支え合いネットワークが充実 ○医療環境が良い（医療機関が近い所にある）</p>	<p>【子育て環境】 △町立保育園の数、希望地区での入園ができない △食物アレルギーに対する給食対応が不十分 ▲子育て支援センターの増設が必要</p> <p>【福祉】 △福祉に関するネットワークやPRが不足 △高齢者の福祉施設が不足 ▲高齢者世帯へのサポートの充実が必要</p>
教育・スポーツ・文化など	<p>【教育環境】 ○小学校が多く、中学校に進学すると複数の小学校から集まるため新しい友人ができる ○保護者や生徒のあいさつ運動が盛ん ○小学校ではスポーツ活動を年10回実施 ○愛着づくりやふるさと教育を積極的に実施 ○高校だけでなく高専もある</p> <p>【スポーツ施設】 ○スポーツ施設が充実</p> <p>【文化活動】 ○文化活動が盛ん ○小規模だが地区ごとに様々な取り組みを実施 ○シングナスでは色々な展示がされていておもしろい</p>	<p>【スポーツ施設】 △スポーツ合宿を受け入れる宿泊施設が少ない ▲プールの早期整備が必要（他市町に有能な人材が流出） ▲認知症予防のため森林公園にグラウンドゴルフ場の誘致が必要 ▲町民が気軽に利用できるスポーツ施設や県大会が開催できる規模の施設の整備が必要</p> <p>【国際交流・多文化共生】 △外国人が増えているが、子ども会などに入っていない ▲外国人（町の魅力を広める人材）との交流など、国際交流をもっと推進していくことが必要</p>
住民活動・コミュニティなど	<p>【住民活動・コミュニティ】 ○人口が増えている、元気な高齢者が多い ○近所の人ややさしく、親切、人が良い ○地区の交流が多い、近所付き合いが素晴らしい ○顔見知りが多い ○青年団活動が活発</p>	<p>【住民活動・コミュニティ】 △町で子どもたちの声が聞けない、町に元気がない △地区によって住民に温度差がある △近所との付き合いが希薄化 △住民参画や地域コミュニティに無関心な人が多い</p> <p>【広報・イベント】 ▲広報紙の内容の充実が必要 ▲みんなが感動する花火大会が必要 ▲成人式の日程を他市町とあわせる</p>



第5次津幡町総合計画

発行日 平成28年3月

発行者 津幡町

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

TEL : 076-288-2158

FAX : 076-288-6358

URL : <http://www.town.tsubata.ishikawa.jp>

E-mail : kikakuzaisei@town.tsubata.lg.jp

企画編集 津幡町 総務部 企画財政課



津幡町